

地域介護予防活動支援事業の概要

1. 地域介護予防活動支援事業とは？

住民のみなさんが、自分たちの集まる場所を作り実施する介護予防活動に対し、活動費の一部を補助する事業です。

2. 介護予防活動の例

- ①お茶のみ会、昼食会、季節行事などのお楽しみ会
- ②体操、散歩などの健康づくり活動
- ③手芸、陶芸などの作品づくり
- ④囲碁、麻雀、カラオケ、卓球等の趣味活動
- ⑤健康講座、介護教室、料理教室

※月毎や季節毎に活動内容を変える等、様々な活動を組み合わせて実施することも可能です。

3. 介護予防活動の条件

- ①営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としたものでないこと
- ②町内の団体等であること
- ③1回あたり概ね3名以上の参加があり、そのうち町内に在住する65歳以上の方が半数以上占めていること
- ④専ら特定の活動のみ行うのではなく、活動の合間や終了後に参加者との交流の時間があること
- ⑤特定の参加者だけでなく、初心者や団体に所属する会員以外の方も参加できること
- ⑥概ね月2回以上、1回あたり1時間以上活動を実施すること

4 補助内容

①介護予防活動立ち上げ費用

活動を立ち上げるにあたり必要となる備品の購入費用並びに会場及び備品の修繕費用

○補助上限額 1事業につき／10万円

②介護予防活動運営費用

活動を実施する場合にかかる運営経費

○補助上限額 1回あたり／300円×町内に在住する65歳以上の参加者数
(但し、1回あたり4,500円、年間108,000円を上限とする。)

③介護予防活動送迎加算

要介護認定を受けている方等（送迎該当者）に対する送迎費用

○補助上限額 1回あたり（片道）／300円×町内に在住する65歳以上の送迎該当者数（但し、1回あたり（片道）4,500円とする。）

④介護予防活動継続費用

①の費用を使い立ち上げた活動を、次年度以降についても月4回以上継続して実施する場合、又は次年度以降に回数を増やし月4回以上実施する場合を対象に、活動を継続するにあたり必要となる備品の購入費用並びに会場及び備品の修繕費用

○補助上限額 1事業につき／5万円